平成２３年（フ）第１５９０号
札幌市白石区菊水３条１丁目２番14－Ｂ－205号
債務者　垣谷　幸子（旧姓梨本・福田）
1　決定年月日時　平成23年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１６０５号
札幌市清田区清田２条３丁目10番47号　ＺＩＯＮ清田205号
債務者　今野　和佳
1　決定年月日時　平成23年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１７２５号
札幌市中央区南14条西６丁目６番８―202号、申立時の住所札幌市西区発寒９条11丁目５番15―705号
債務者　篠田　格男
1　決定年月日時　平成23年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１９３０号
札幌市厚別区もみじ台南２丁目４番19―305号
債務者　本間　睦子
1　決定年月日時　平成23年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１９４５号
札幌市西区二十四軒３条７丁目５番28―921号
債務者　庄司登紀江
1　決定年月日時　平成23年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１９６８号
札幌市東区北35条東２丁目２番１―305号
債務者　眞鍋　嘉行
1　決定年月日時　平成23年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２０００号
札幌市西区発寒２条５丁目３番12号
債務者　江良　　誠
1　決定年月日時　平成23年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２１８９号
札幌市南区真駒内緑町４丁目１番９―408号
債務者　下山　悦子（旧姓大坪）
1　決定年月日時　平成23年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２２２５号
札幌市北区新琴似11条12丁目６番11号　アシェラＩ－１Ｆ101号
債務者　中村　　恵
1　決定年月日時　平成23年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２２３１号
札幌市厚別区青葉町６丁目３番６―502号
債務者　巻渕　　眞
1　決定年月日時　平成23年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２２３２号
札幌市東区北11条東８丁目１番３―1327号
債務者　瀬川　広子
1　決定年月日時　平成23年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２２４６号
札幌市中央区南８条西13丁目２番１号　和合荘２号
債務者　村上　　章
1　決定年月日時　平成23年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２２５７号
札幌市南区藤野４条８丁目９番８号
債務者　荒生　　誠
1　決定年月日時　平成23年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２２７１号
札幌市北区篠路８条２丁目１番３号　る・ぱる82―202号
債務者　赤坂　千秋
1　決定年月日時　平成23年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２３２３号
札幌市北区新川２条３丁目５番10号　ニューリバーハイツ105号
債務者　若林理恵子
1　決定年月日時　平成23年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２３６０号
北海道江別市あさひが丘45番地の２
債務者　相原　　悟
1　決定年月日時　平成23年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２３６９号
札幌市中央区南14条西13丁目２番47―108号
債務者　小原　克典
1　決定年月日時　平成23年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３１号
北海道岩見沢市大和２条９丁目28番地２　西岡マンション２階
債務者　斎藤　秀樹
1　決定年月日時　平成23年９月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部